17　都道府県等における合議制の機関

(一)　都道府県（地方自治法第二五二条の一九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するため、審議会その他の合議制の機関を置くこととした。（第三六条第一項関係）

(二)　市町村（指定都市を除く。以下同じ。）は、条例で定めるところにより、当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができることとした。（第三六条第四項関係）

18　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律**（法律第九一号）（文部科学省）

1　趣旨

この法律は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故（以下「平成二三年原子力事故」という。）による損害を**塡**補するための国による仮払金の迅速かつ適正な支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律における「特定原子力損害」を定義することとした。（第二条関係）

3　仮払金の支払

国は、特定原子力損害を受けた者に対し、当該特定原子力損害を**塡**補するためのものとして、仮払金を支払うこととした。（第三条関係）

4　支払手続

(一)　仮払金の支払を受けようとする者は、主務大臣にこれを請求しなければならないこととした。（第五条関係）

(二)　地方公共団体及び農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を構成員とする団体は、仮払金の支払の請求を行う者の便宜を図るため、必要な援助を行うよう努めることとした。（第六条関係）

(三)　主務大臣は、仮払金の支払を迅速かつ適正に行うため必要があると認めるときは、地方公共団体、当該原子力事業者その他公私の団体に対し、必要な協力又は確認を求めることができることとした。（第七条関係）

(四)　仮払金の支払に関する事務の一部は、都道府県知事が行うことができることとした。（第八条第一項関係）

(五)　主務大臣又は仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、仮払金の支払に関する事務の一部を、その事務を行うのにふさわしい者に委託することができることとした。（第八条第三項関係）

(六)　農業協同組合、漁業協同組合その他の団体は、他の法律の規定にかかわらず、仮払金の支払に関する事務の委託を受け、当該事務を行うことができることとした。（第八条第六項関係）

(七)　仮払金の支払に関する事務の委託を受けた者等は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その違反に対する罰則を設けることとした。（第八条第七項及び第一七条関係）

(八)　都道府県知事が仮払金の支払に関する事務の一部を行い、又はその委託を行う場合においては、国は、当該都道府県知事に過重な負担を課することがないよう十分に配慮するとともに、予算の範囲内で、当該事務の処理及び委託に要する費用の全部を負担するほか、当該都道府県に対し、その円滑な実施を図るために必要な支援その他の措置を講ずることとした。（第八条第二項、第八項及び第九項関係）

(九)　関係行政機関の長は、仮払金の支払に関し、主務大臣、仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事又は事務の委託を受けた者に協力することとした。（第八条第一〇項関係）

5　損害賠償との調整及び代位等

(一)　国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得するとともに、速やかに当該損害賠償請求権を行使することとした。（第九条第二項及び第三項関係）

(二)　仮払金の支払を受けた者は、その者に係る特定原子力損害の賠償の額が確定した場合において、その額が仮払金の額に満たないときは、その差額を返還しなければならないこととした。（第一〇条関係）

(三)　仮払金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第一二条関係）

(四)　国及び地方公共団体は、支払を受けた仮払金について必要な税制上の措置を講じなければならないこととした。（第一三条関係）

6　原子力被害応急対策基金

地方公共団体が、平成二三年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法（平成一一年法律第一五六号）又は関係法令の規定に基づいて地方公共団体が行う応急の対策に関する事業等に要する経費の全部又は一部を支弁するため、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができることとした。（第一四条関係）

7　主務大臣

この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣とすることとした。（第一五条関係）

8　この法律は、公布の日から起算して四五日を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二五一号）（総務省）

1　東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日として、岩手県の区域において行われる県の議会の議員又は長の選挙に係るもの等を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第二五二号）（内閣府本府）

1　障害者基本法の一部を改正する法律（平成二三年法律第九〇号）の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）等の関係政令について、所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。